

富士河口湖町立小学校給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領  
富士河口湖町立船津小学校給食調理業務委託

1 業務の概要

(1) 件名

富士河口湖町立船津小学校給食調理業務委託

(2) 事業目的

自校方式(各学校の調理施設で調理する方式)により実施する給食調理業務において美味しく安全・安心な給食を継続的に提供するため、安定的な人材確保ができ、最新の知識と技術、さらには豊富な経験を兼ね備えた最適な事業者を総合的観点から選定するに当たり、公募型プロポーザルにより実施する。

(3) 業務内容

教育委員会及び学校の指示に基づき、自校方式による小学校給食の調理業務等を行う。  
詳細は別添「仕様書」を参照。

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、委託契約締結の日から令和7年3月31日までを業務委託の準備期間とし、町と協議の上、委託事業者の負担において委託業務開始までに万全な体制を整えるものとする。

(5) 履行場所

学校名 所在地

富士河口湖町立船津小学校 富士河口湖町船津 3737 番地

(6) 委託料上限額(消費税及び地方消費税を含まない。)

109,800 千円

ただし、この金額は契約予定額を示すものではなく、提案は上記委託料上限額を超えてはならない。

2 担当部署

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地

富士河口湖町教育委員会 学校教育課 担当:三浦・萱沼

電話 0555-72-6052(直通)

E-mail gakkou@town.fujikawaguchiko.lg.jp

### 3 プロポーザルの概要(スケジュール等)

#### (1)事業者選定スケジュール(予定)

項目	期間等
実施要領等の公表	令和6年12月19日(木)
質問受付	令和6年12月23日(月)～ 令和7年1月17日(金)
質問回答期限	令和7年1月20日(月)
調理場現地確認(希望者のみ)	令和7年1月中旬
プロポーザル参加申出期限	令和7年1月23日(木)
提案書類等の提出期限	令和7年1月28日(火)
提案資格確認審査、結果通知	令和7年1月下旬
プレゼンテーション審査	令和7年2月3日(月)
プレゼンテーション審査結果通知	令和7年2月上旬
契約締結	令和7年2月上旬

#### (2)契約締結後のスケジュール(予定)

項目	期間等
事業者との引継ぎ	契約締結日～令和7年3月下旬
業務開始	令和7年4月1日

### 4 参加資格

#### (1)参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下の全ての要件を満たしている者とする。また、以下の要件を1つでも満たしていない場合は、失格とする。なお、企画提案書等一式の提出後に参加資格を満たさなくなった場合は、失格とする場合がある。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当していないこと。
- ② 富士河口湖町入札参加有資格者名簿に登載された者であること。
- ③ 富士河口湖町、山梨県又は国による指名停止措置期間中でないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等により更生又は再生手続きを開始していないこと。
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立又は破産手続中のものでないこと。
- ⑥ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別精算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦ 銀行取引停止処分がなされていない者であること。

- ⑧ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑨ 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。また学校給食調理業務を直近5年において5箇所以上受託実績があること。
- ⑩ 直近5年以内に、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業の全部若しくは一部の禁止又は期間を定めた停止処分を受けていないこと。
- ⑪ 製造物責任法(平成6年法律第85号)に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している又は加入することが可能である者。

## 5 施設見学(希望者のみ)

### (1)施設見学受付期間

令和7年1月6日(月)～令和7年1月9日(木)午後5時まで

### (2)申込方法

申し込みは電子メールのみの受付とする。件名を「船津小学校調理施設見学参加申込」とし、本文に会社名、担当者名、連絡先、参加人数(2名まで)を記載し、富士河口湖町学校教育課まで送信する。送信後、確認の連絡を行うこと。

### (3)見学日時

令和7年1月中旬(個別に連絡)

なお当日は見学のみとし、質問については電子メールで提出すること。

見学の際には、細菌検査結果及び給食室内に入る際の靴等持参すること。

## 6 質問の受付及び回答

### (1)受付期限

令和7年1月17日(金)午後5時まで

### (2)提出方法

質問書に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。件名は「船津小学校調理業務委託質問(会社名)」とし送信後、確認の連絡を行うこと。

### (3)提出先

学校教育課 E-mail [gakkou@town.fujikawaguchiko.lg.jp](mailto:gakkou@town.fujikawaguchiko.lg.jp)

### (4)回答期限

令和7年1月20日(月)

質問への回答は随時行うこととし、町ホームページに掲載する。

## 7 参加申込及び提案書類等の提出

### (1)実施要領等の公表

令和6年12月19日(木)

## (2) 提出書類

参加を希望する者は、次に掲げる書類について、指定された部数を提出期限までに提出すること。なお、提出書類が完備されていない場合には、受付しないので留意すること。

参加表明に関するもの      **提出期限 令和7年1月23日(木)**

プロポーザル参加申出書兼誓約書	1部
企業概要書	1部

## 企画提案に関するもの

提案書	各 10 部
過去5年間の請負実績(任意の様式)	
提案価格書	
提案価格内訳書	

## (3) 提出書類の留意事項

### ① 提案書の記載項目

提案者は、原則として以下に示す記載項目の順序、構成に従い提案書を作成すること。

#### 【1】 学校給食に関する考え方

- 1-1 基本方針等
- 1-2 食育への考え方

#### 【2】 業務運営に関する考え方

- 2-1 業務運営体制
- 2-2 準備期間の内容

#### 【3】 従業者に関する考え方

- 3-1 人員配置体制
- 3-2 従業者の採用計画
- 3-3 教育・研修体制

#### 【4】 安全・衛生管理に関する考え方

- 4-1 衛生管理の考え方
- 4-2 衛生管理体制(独自マニュアルや基準がある場合は添付すること)

#### 【5】 危機管理に関する考え方

- 5-1 危機管理体制
- 5-2 問題発生時の対処方法や体制
- 5-3 災害発生時の協力体制

②提案書作成の留意事項

- ・提案書は原則 A4 判・縦型・横書き・両面印刷・左綴じで作成し、ページを付番し項目にインデックスを付け 10 部

③提出先

富士河口湖町教育委員会 学校教育課

④提出方法

郵送または持参

⑤提出期限

令和 7 年 1 月 28 日(火)

## 8 選定

プレゼンテーション及びヒアリングについて

提案者ごとに企画提案書に基づくプレゼンテーションを行い、評価委員会によるヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングは、企画提案書の受付順とする。

日程 令和7年2月3日(月) 時間等詳細については別途通知する。

場所 富士河口湖町役場

時間 プレゼンテーション及びヒアリング時間

プレゼンテーション及び補足説明 20 分程度(準備・撤収時間は別途 5 分程度)

ヒアリング 15 分程度

出席者 1 社 3 名以内

提案者は、給食調理業務委託に携わる者とし、説明者は主担当者が行う。

## 9 審査及び優先交渉権者の決定

### (1) 評価概要

提案の審査にあたっては、評価委員会において企画提案書審査及びヒアリングを行い、「評価基準」に基づき、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案者を優先交渉権者として決定する。なお審査の結果、点数が同じであった場合は評価委員長の審査点の合計が高いものを上位として扱う。

(2) 提案者が1事業者のみの場合の取扱い

提案者が1事業者のみの場合は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「評価基準」の点数が60%を超えた時は、その提案者を優先交渉権者として決定することができる。

(3) 審査結果の通知および公表

- ① 審査結果については、全ての提案者に文書で通知し、町ホームページで公表する。  
なお、電話や口頭、電子メール等による問い合わせについては応じない。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑤ 応募者の要件を満たされなくなった場合

10 契約に関する事項

優先交渉権者と町が協議を行い、企画提案を受けた内容を基本として委託業務の詳細な内容を調整し、決定する。協議により、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更、あるいは削除する場合がある。またこれにより委託上限金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

協議成立後、町と受託候補者との間で随意契約を締結する。但し、優先交渉権者と協議が調わない場合、次点交渉権者と協議を行う。

11 その他

- (1) 審査結果について異議申し立ては認めない。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は、それぞれの提案者に帰属するが提出された書類等は返却しない。
- (4) 企画提案書の提出後の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、町が認めた場合はこの限りではない。